

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

関係各道県警察の長 殿  
(参考送付先)  
その他各都府県警察の長  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
地方機関の長

警察庁丁総発第4号  
令和5年1月10日  
警察庁長官官房総務課長

被留置者と弁護士等との電話連絡の試行実施要領等について（通達）

見出しの件については、「被留置者と弁護士等との電話連絡の試行実施要領等について」（平成31年3月28日付け警察庁丁総発第221号。以下「旧通達」という。）に基づき、試行を実施してきたところであるが、今般、実施施設を追加するなどし、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。  
なお、旧通達は廃止する。

#### 記

#### 1 実施要領

別添1「電話連絡について」（日本弁護士連合会との間で合意済み）のとおり。

#### 2 実施施設

別添2「実施施設」のとおり。

#### 3 留意事項

##### (1) 基本的考え方

本件電話連絡は、別添1の1にあるとおり、刑事訴訟法第39条第1項に基づく接見交通権の行使ではなく、施設の管理・運営上又は捜査上の支障がない範囲で対応すること。

##### (2) 事前調整

別添1の3①の連絡を受けた管理係は、当該連絡をした者が当該被留置者の弁護士等であること、被留置者が在场していること、電話連絡への対応の可否（接見指定の有無の確認等を含む）、弁護士等が架電を行うこととなる場所（以下「アクセスポイント」という。）の管理係の対応の可否及び希望する時間に対応できない場合は対応可能な時間を捜査部門、アクセスポイントの留置管理係等と確認等の上、弁護士等と調整を行うものとする。

##### (3) 電話連絡対象署における警察電話の準備

別添1の3③のアクセスポイントの管理係から連絡を受けた電話連絡対象署は、予定していた面会室（警察電話の端末を接続できるモジュラージャックのある室）に電話の端末を設置した上（モジュラージャックにコードをつないで架電可能な状態にさせた上）、被留置者を当該面会室に移動させるものとする。

なお、電話連絡に使用する警察電話については、被留置者からの外部の者に対して架電されるなどのトラブルを防止する観点から、情報通信部門と協

議の上、あらかじめ交換機を着信専用を設定しておくこと。

(4) 電話連絡対象署における被留置者に対する動静監視

別添1の3⑤の視認による確認及び動静監視は、通話内容の確認のため行われるものではないので、扉の開き具合、監視の場所については十分注意すること。

(5) アクセスポイントにおける弁護士等に対する場所指定

別添1の4(4)の場所の指定は、別添1の3⑤の視認による確認を行うことが可能である場所を指定すること。

(6) 通訳人の人定事項等の確認

別添1の4(7)アにおいて、事前の連絡調整の際に、「原則として、当該通訳人の住所、生年月日、性別、国籍、職業（勤務先を含む。）その他参考事項を連絡する」こととしている。これは、事前の連絡調整の段階で、弁護士等が通訳人の住所、生年月日、性別、国籍及び職業を把握していない場合があり得ることから、「原則として」としている。

したがって、事前の連絡調整の際に、通訳人の住所等の連絡がないことをもって、電話連絡を拒否することのないようにすること。

ただし、通訳人の住所等は、通訳人が事件関係者であるかどうかを確認するための重要な資料であることから、その通知を遅くとも面会時には求めることとしている。

事前の連絡調整時に住所等の連絡がなく、面会時に初めて住所等の通知がなされた場合には、これらの事項について、速やかに、関係捜査部門に連絡し、当該通訳人が事件関係者であるかどうかの確認を求めること。この確認に一定の時間を要すると思われるが、これが、合理的な時間に留まる限り、弁護士等を待たせて差し支えない。

また、「その他参考事項」としては、通訳人の選定経緯を想定している。通訳人がいわゆる押し掛け通訳人であるかなど弁護士等が通訳人を選定した経緯は、当該通訳人が事件関係者かどうかを判断するに当たって重要な資料である反面、弁護士等の業務上の秘密に当たることもあることから、一律に事前連絡の対象とすることは適切ではなく、他方、警察からの照会に対し弁護士等が回答することもありうることから、「その他参考事項」としたものである。

したがって、警察から、必要に応じ、通訳人の選定経緯を照会して差し支えないが、回答がないことをもって、電話連絡を拒否することのないようにすること。

(7) 電話連絡の実施記録

電話連絡が終了した場合には、アクセスポイントの管理係は、別記様式「被留置者電話連絡簿」に必要事項を記入して、電話連絡対象署に警察WANシステムの電子メール等により送付し、電話連絡対象署はこれを適切に保存すること。

(8) 試行期間

試行期間については、各道県警察での試行結果を踏まえて慎重に検討した

いと考えているので、試行期間について照会を受けた場合には、慎重に対応すること。

(9) 紛議に関する報告

試行期間中に、電話連絡に関して弁護人等との間で紛議が生じた場合には、その都度、速やかに、事案の内容等を警察庁長官官房総務課留置管理室長宛てに報告すること。

別添 省略